

令和4年7月26日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年7月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	秋葉タクシー有限会社（法人番号：2040002078137） 代表者 秋葉 秀太
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県大網白里市大網361 (本社営業所) 千葉県大網白里市大網361
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年6月2日及び令和4年6月3日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務等の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項)、(2)運転基準図の記載事項の不備(運輸規則第27条第1項)、(3)運行表の記載事項の不備(運輸規則第27条第2項)、(4)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)